

No.	内容	旧	新
1	文言の整理	1 目的 <u>本市では、平成17年（2005年）1月に「外郭団体の在り方についての見直し指針」を策定し、所管部局から各団体に対して必要な助言・指導等を行ってきました。</u> <u>指針策定から10年以上が経過し、社会情勢も変化しており、改めて団体のあり方や市の関与のあり方を整理し、団体における公正で透明性の高い運営の確保や、経営状況の健全性の確保等を図るため、本指針を定めるものです。</u>	1 目的 <u>各外郭団体の自主性を尊重しつつ、公正性や透明性を高め、健全な事業運営・経営となるよう、外郭団体の役割や市の関与のあり方を整理し、所管部局が必要な助言・指導等を行うための指針を定めるものです。</u>
2	文言の整理	3 外郭団体のあるべき姿 （1）<u>基本的役割</u> 外郭団体は、民間のノウハウなどを活用することで、市が直営で事業を実施するよりも、効果的、効率的にサービスを提供できるとの考えから、市が出資や人的・財政的支援を行い、設立に関わった団体です。 <u>また、本市と連携して公益的な事業を実施しており、市民福祉の向上に対して重要な役割を担っています。</u> そのため、団体においては、公正で透明性の高い運営に努めるとともに、経営状況の健全性を確保することなどがが必要です。	3 外郭団体のあるべき姿 （1）<u>基本的役割及び運営の基本姿勢</u> 外郭団体は、<u>民間事業者</u>のノウハウなどを活用することで、市が直営で事業を実施するよりも、効果的、効率的にサービスを提供できるとの考えから、市が出資や人的・財政的支援を行い、設立に関わった団体です。 そのため、団体においては、公正で透明性の高い運営に努めるとともに、<u>コンプライアンスの徹底</u>や経営状況の健全性を確保することが必要です。

外郭団体のあり方に関する指針一部改正 新旧対照表

_____は変更箇所

No.	内容	旧	新
3	ウ コンプライアンス及びハラスメント防止の徹底の追加 キ 本市制度改正に合わせて変更	(2) 組織及び人事管理 ア -----略----- : : ウ 役員数や職員数は、団体の事業規模、経営状況、事業内容等に応じたものとする。 エ 採用にあたっては、公正性・透明性を確保するとともに、広く人材を求めて、十分な知識や経験を持った人材の登用を図ること。 ① 役員の選任にあたっては、選考方法や理由等を明らかにすること。 ② 職員の採用にあたっては、やむを得ない場合を除き、公募により選考すること。非公募で行う場合は、<u>理由等</u>を明らかにすること。 オ 役員の報酬については、経営状況等を十分勘案のうえ、定めること。また、退職手当を支給しないものとする。 カ 職員の給与については、市や類似の民間事業者の給与等も参考にしながら、経営状況等を十分勘案のうえ、定めること。 60歳以上の職員については、<u>本市再任用職員</u>を参考に、<u>雇用年限や給与水準を定め、退職手当不支給とする</u>こと。 キ 職員の資質の向上を図るため、職員研修の充実に努めること。	(2) 組織及び人事管理 ア -----略----- : : <u>ウ 関係法令の遵守はもとより、不適正な行為の防止のために、コンプライアンス関係規程や必要な体制の整備、ハラスメントを防止するための措置を講じるなど、組織の体制強化に取り組むこと。</u> エ 役員数や職員数は、団体の事業規模、経営状況、事業内容等に応じたものとする。 <u>オ</u> 採用にあたっては、公正性・透明性を確保するとともに、広く人材を求めて、十分な知識や経験を持った人材の登用を図ること。 ① 役員の選任にあたっては、選考方法や理由等を明らかにすること。 ② 職員の採用にあたっては、やむを得ない場合を除き、公募により選考すること。非公募で行う場合は、<u>その理由等</u>を明らかにすること。 <u>カ</u> 役員の報酬については、経営状況等を十分勘案のうえ、定めること。また、退職手当を支給しないものとする。 <u>キ</u> 職員の給与等については、市や類似の民間事業者の給与等も参考にしながら、経営状況等を十分勘案のうえ、定めること。 60歳以上の職員については、<u>本市制度</u>を参考に、<u>給与水準や福利厚生等を定めること。</u> <u>ク</u> 職員の資質の向上を図るため、職員研修の充実に努めること。

外郭団体のあり方に関する指針一部改正 新旧対照表

_____は変更箇所

No.	内容	旧	新
4	元市職員を団体の役員に就任させる場合の取扱いに関する追加	(6) 団体と市の関係についての健全性の確保 ア 元市職員の役員就任は、必要最小限とすること。 イ 元市職員が役員に就任する場合、任期は、原則65歳に達した日以降における最初の3月31日までとすること。	(6) 団体と市の関係についての健全性の確保 ア 元市職員の役員就任は、必要最小限とすること。 イ 元市職員が役員に就任する場合、任期は、原則65歳に達した日以降における最初の3月31日までとすること。<u>団体の業務上特に必要と認められる場合など特別な事情により、65歳を超えて就任させる場合は、その理由について市に報告すること。</u>
5	文言の整理	4 市の関与のあり方 (1) -----略----- (2) 団体の活動状況評価 市は団体に対し、毎事業年度終了後に、当該年度の活動状況について評価を行い、必要があると認めるときは、団体に対して助言・指導等を行うこと。	4 市の関与のあり方 (1) -----略----- (2) 団体の活動状況評価 団体に対し、毎事業年度終了後に、当該年度の<u>本指針に係る</u>活動状況について評価を行い、<u>その内容に関し</u>必要があると認めるときは、団体に対して助言・指導等を行うこと。